

学習者用端末等貸付要綱

制定 令2. 9. 17

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市立小学校及び中学校に在学の児童生徒が、学校教育活動の一環として行う家庭における学習活動等において、教育委員会が調達する範囲内でインターネットを利用するため必要となる学習者用端末（以下「端末」という。）及びモバイルルータ（以下「ルータ」という。）を必要な児童生徒に貸し付けることについて必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 インターネット環境は整備されているが、パソコンなどの端末環境が整備されていない家庭の児童生徒については、端末を貸し付ける。

- 2 インターネット環境が整備されていない家庭の児童生徒については、端末及びルータを貸し付ける。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学校での端末及びルータの貸付は、次の各号の順とする。
 - (1) 生活保護教育扶助世帯・就学援助世帯で中学校3年生又は小学校6年生
 - (2) 中学校3年生又は小学校6年生
 - (3) 生活保護教育扶助世帯・就学援助世帯の児童生徒
 - (4) 前各号に定めるもののほか、校長が必要と認める環境が整備されていない児童生徒

(申請)

第3条 申請は、学習者用端末等貸付依頼書（第1号様式）（以下「依頼書」という。）を校長へ提出するものとする。

(審査)

第4条 校長は、前条により提出された依頼書を審査し、貸付の可否を依頼書内の学校使用欄へ押印し、貸し付ける場合は、端末及びルータの貸付受領確認の後、保管する。

- 2 貸し付けない場合は、依頼書へ理由を付して、写しを交付する。

(貸付物品)

第5条 前条により校長が貸付を認めた場合に限り、端末及びルータを貸し付ける。

- 2 家庭の通信環境が整備されている児童生徒で、端末のみの貸付を希望する場合は、端末のみの貸付を認める。
- 3 いかなる状況においてもルータのみの貸付は認めない。

(貸付期間)

第6条 端末及びルータを貸し付ける期間は、校長が必要と認める期間とする。

(管理)

第7条 学校は、貸し付ける端末及びルータを学習者用端末等貸付簿（第2号様式）（以下「貸付簿」という。）により、校長の責任において管理する。

- 2 学校は、貸付状況に変更が生じた場合は、貸付簿に記載しなければならない。
- 3 貸付期間を経過しても返却されない場合は、校長が督促する。
- 4 校長は、教育委員会の求めがあった場合は、当該貸付状況を報告しなければならない。

(貸付料等)

第8条 端末及びルータの貸付料及びルータの通信料は、無料とする。

(返却)

第9条 貸付期間終了後、速やかに端末及びルータを校長へ返却しなければならない。

- 2 家庭での環境が整備された場合は、貸付期間にかかわらず、速やかに端末及びルータを校長へ返却しなければならない。
- 3 校長から特に返却の要請があった場合は、貸付期間にかかわらず、速やかに端末及びルータを校長へ返却しなければならない。
- 4 学校は、返却された端末及びルータを貸付簿の内容と照合し、確認出来れば、学習者用端末等返却確認書（第3号様式）を作成し交付する。

(破損又は紛失等)

第10条 端末及びルータを破損又は紛失等した場合は、直ちに学校へ連絡し学習者用端末等破損・紛失等届（第4号様式）を校長へ提出しなければならない。

- 2 校長は、前項の届出があった場合、速やかに教育委員会へ報告しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月17日から施行する。